

松山城東病院 居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団慈生会が開設する松山城東病院指定居宅介護支援事業所(以下「事業所」という)が行う居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1. 事業所の介護支援専門員は、要介護者が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一. 名 称 松山城東病院 指定居宅介護支援事業所
- 二. 所在地 愛媛県松山市松末2丁目19番36号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一. 管理者 1名(介護支援専門員兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 二. 介護支援専門員 3名(内1名は管理者兼務)
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一. 営業日 月曜日から土曜日までとする。休日は、日曜日、祝祭日、年末年始(12月30日から1月3日)、地方祭(10月7日)。
- 二. 営業時間 月曜日から金曜日は午前8時30分から午後5時までとする。
土曜日のみ午前8時30分から午後12時30分までとする。
ただし、緊急時はこの限りではない。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

一.利用者の相談を受ける場所

事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。

二.使用する課題分析票の種類

利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式(居宅サービス計画ガイドライン方式)を使用する。

三.サービス担当者会議の開催場所

事業所内その他必要と認められる場所において開催する。

四.介護支援専門員の居宅訪問頻度

月1回を目安とし、必要に応じて訪問するものとする。

2. 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、松山市(旧北条市、島嶼部を除く)、伊予市、東温市、砥部町、松前町とする。

(相談・苦情対応)

第8条 利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、居宅介護支援に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

第9条 サービスの提供にともなって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償をする。

(虐待の防止について)

第10条 利用者の人権擁護・虐待防止のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

(事業継続に向けた取り組みについて)

第11条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続に実施するための体制及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(事業継続計画)を策定し、当該業務継続に従って必要な措置を講じます。

(その他運営についての留意事項)

第12条 1.指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- | | |
|---------|-----------|
| 一.採用時研修 | 採用後 1か月以内 |
| 二.継続研修 | 年 12 回 |

- 2.介護支援専門員その他の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3.指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
- 4.この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団慈生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成11年10月 1日から施行する。

 平成18年 2月 1日改正

 平成20年 3月 1日(事業所名変更)

 平成20年 6月 1日(職員増)

 平成20年 8月 1日(職員減)

 平成23年 5月 1日改正

 平成 23 年 5 月 16 日(職員増)

 平成 23 年 6 月 16 日(職員減)

 平成 30 年 4 月 1 日(職員増)

 平成 30 年 5 月 1 日(職員減)

 平成 31 年 1 月 1 日(職員変更)

 平成 31 年 3 月 1 日(職員減)

 平成 31 年 3 月 16 日(職員増)

 平成 31 年 4 月 1 日(職員増)

 令和 3 年 9 月 16 日(職員変更)

 令和 5 年 7 月 1 日(職員減)

 令和 5 年 9 月 20 日(虐待の防止について)

 令和 6 年1月1日(職員増)

 令和 6 年 4 月 1 日(業務継続計画の策定について)

 令和 6 年 4 月 1 日(職員増)

 令和 6 年 4 月 16 日(職員減)

 令和 6 年 11 月 1 日(職員減)